

こんにちは、日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 371-9164 自宅(F兼)691-3323 (携帯) 090-7880-9442

日本共産党京都市会議員団 222-3728 FAX 211-2130

市会議員団 HP <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp '18年2月号

< 「民泊」特集号 >



これ以上「民泊」が増えることに、どう思われますか？

現在、「民泊」が大きな問題になっているのに、政府や京都市長は、「観光客誘致」「宿泊施設拡大誘致」との方針です。あなたはどう思われますか。日本共産党井上けんじ市議の見解を紹介します。

「無人民泊」は条例違反、民泊内に人を配置すべき

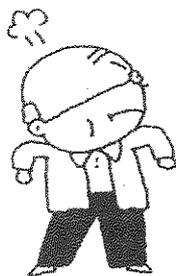
市内各地に「民泊」が急増しています。

① 合法であっても、周辺住民の住環境に悪影響となっている例があります。

環境や都市計画など、日本では法律の水準自体が甘く、住民の皆さんの願いとは、ギャップが生まれます。粘り強く話し合われるのが基本だと思います。

② 京都市の条例では「帳場の設置」が義務付けられており、これは「中に人が居なければならぬ」という意味だと、市は公式に議会答弁しています。少なくともチェックイン・アウトの時は、帳場で対応しなければなりません。帳場を現認し、「ここに人の配置を」との約束で許可すると市の答弁ですが、実際は、人を置かない民泊が圧倒的です。条例(の趣旨)に違反しています。

③ 許可を得ない、文字通りの違法民泊がまかり通っています。



違法の現状を追認、逆に、法をゆるめて「合法化」!?

→ そこで、政府と市長は、②や③のような事例を是正するよりも、むしろ、事実上現状追認で、逆に、法律や条例のルールをゆるめ(規制を緩和して)、こいう状態を「合法化」しようとしています。今現在の「民泊」は「旅館業法」で規定されており、市長の「許可」を受けなければ

なりません。そこで、政府は昨年6月、「住宅宿泊事業法(民泊新法)」という法律を作り、許可を得なくても、「届け出」さえすれば営業できるようにしてしまいました。今年6月から施行され、早くも3月15日からは、届け出の受付も始まります。

例えて言えば、「ギャンブルは違法」→『ギャンブルは違法』との法律を『ギャンブルは合法』と改正→「ギャンブルは合法」。手品の如し。

→ この民泊新法では、「民泊を制限すべき区域や期間」などについて、各自治体が条例で決めることになっており、そこで京都市でも、2月9日、市長がその案を発表しました。16日の市議会予算委員会で議論され、23日に採決の予定です。しかし市長提案の条例案は、今日の民泊問題に歯止めをかけるものにはならず、民泊が、ますます増えることが心配されます。日本共産党市会議員団は、市長提案の条例案に対し、修正対案を出して、歯止めをかけようと考えています。

民泊新法と市長提案条例案の問題点



政府の民泊新法の問題点は、①許可を得なくても届け出だけで開業できる、②法律の目的として、地域住民の生活環境を守ることも、「観光客の誘致」を掲げている、③「住宅」だから、との理屈で、(旅館業法では宿泊施設の営業が禁止されているところの)「住居専用地域」での営業も構わない、④(そう言いながら、その)「住宅」には「人」が住んでなくても構わない、管理業者に委託しても構わない、その管理業者も居なくてもよい。つまり、外国を含む遠方の資産家が「不在営業者」となり、管理業者は人件費を節約してこの委託を受けることができる、という仕組み、等々。

これを受けて、市長提案の「民泊新法を市において具体化する条例案」は、①制限すべき区域として「住居専用地域」を挙げていますが、(旅館業法では年中禁止なのに)年に2ヶ月は営業しても構わないとしていること、②市長の権限で「制限すべき区域」を決められるのに、「住居専用地域」での年10ヶ月の禁止以外、制限区域を設定していないこと、③営業者またはその委託を受けた管理業者等は、緊急時には「10分以内で駆け付け」なければならないと言うものの、逆に言えば、普段は(チェックインの時すらも)その「住宅(=宿泊施設)」に居なくてもいいとしていること、「共同住宅」内でも、「民泊」として使っている部屋さえ明示すれば構わないとしていること、等々。

結局、市長自身も「観光客誘致でおもてなし」との姿勢が基本ですから、甘くなるのでしょうか。

日本共産党は提案します



すでに旅館業法がありますから、不備があればこれを改正すればいいだけで、「民泊新法」は不要なものです(国会で日本共産党は反対)。当面、京都市においては、条例での規制が必要です。業界の役員の方も「宿泊施設は足りている」と言われています(2/3付「京都新聞」)。

日本共産党京都市会議員団は、細街路や学校・福祉施設周辺等も制限区域とし、それぞれ制限期間を設けること、反対している町内等でも制限し、その制限期間は地元協定によること、営業者等の常駐を義務付けること、マンションでは、積極的に「認める」との規約や決議がある場合以外は禁止とすること、等々を提案しています。是非、議会にも傍聴に来て下さい(市議会のホームページからでも見て頂けます。詳細は日本共産党市会議員団へお問い合わせ下さい)。

住民パワーで撤退の事例もあります。力を合わせて住環境を守りましょう

事業者との交渉や対市交渉、議会への陳情などの運動で、撤退の例もあります。粘り強く話し合い、みんなで力を合わせて京都の住環境を守りましょう。ご意見ご要望など、お気軽に、井上けんじ市会議員、または、市議会内、日本共産党京都市会議員団まで、お寄せ下さい。